

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	はじめに
他言語論題 Title in other language	Introduction
著者 / 所属 Author(s)	塚田 洋 (TSUKADA Hiroshi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 総合調査室主任
書名 Title of Book	サーキュラーエコノミー 科学技術に関する調査プロジェクト報告書
シリーズ Series	調査資料 2025-5 (Research Materials 2025-5)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2026-3-23
ページ Pages	1-3
ISBN	978-4-87582-953-9
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	—

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

はじめに

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 総合調査室主任 塚田 洋

令和7(2025)年度の科学技術に関する調査プロジェクトは、テーマの一つとして、「サーキュラーエコノミー」(以下「本調査」)を取り上げた⁽¹⁾。

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費・大量廃棄型のリニアエコノミー(線形経済)は限界にあると言われて久しい。それは、地球規模の環境問題と深刻な資源枯渇を伴うものだからである。これに代わる経済システムとして世界的に注目を集めているのが、資源循環を図るサーキュラーエコノミー(循環経済)である。既に欧州連合(EU)を中心にその社会実装が進められ、我が国も令和6(2024)年の「第5次循環型社会形成推進基本計画」においてサーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略に位置付け、関連施策に取り組んでいる。

一方、サーキュラーエコノミーは一義的に定義することが困難な概念であり、我が国においても用語と内容が一般に浸透したとは言い難い状況にある。また、各資源の循環過程の構築に当たっても、これを一律に推進することができないなど、社会実装に向けた課題は山積している。

本調査は、サーキュラーエコノミーをめぐる今後の議論に資するため、主要課題及び諸外国の動向を取り上げて現状分析と論点整理を行った。各論考が扱うテーマによって、政策面、技術面など、重点の置き方は異なるが、それぞれが全体構成との関連を意識し、また、中長期的視点の提供に務めている。

1 本報告書の構成

本報告書は、6つの章で構成される。第1章は、サーキュラーエコノミー概念の類型や来歴を概観できる総論的な内容を含み、第2章以降は、サーキュラーエコノミーの多角的検討に資する各論に当たる。それぞれ別のテーマを扱っていることから、どの章からでもお読みいただけるが、例えば、第1章を鳥瞰(かん)図として読み、御関心に合わせて各章を読み進めていただくことも可能である。その手掛かりとして、以下に、各章の概要を紹介したい。

第1章は「サーキュラーエコノミー」の概念と我が国の主な施策と取組」である。まず、サーキュラーエコノミーへの移行が世界的潮流となった背景、普及の契機となったエレン・マッカーサー財団を始めEUや我が国による定義を紹介した上で、その基本的な考え方を整理する。併せて、資源の循環過程において生じる様々な論点やビジネスの具体例に言及する。次に、我が国が「循環型社会」の形成に向けて実施してきた各種の法整備や主要施策を論じ、サーキュラーエコノミーの社会実装が、市場、産業、そして社会全体に及ぶものであることを確認する。

続く第2章と第3章は、個別の素材や製品に焦点を当てる。このうち、第2章は「プラスチックに関するサーキュラーエコノミーへの取組」を論じる。プラスチックは現代社会に欠かせな

(1) 令和7(2025)年度の科学技術に関する調査プロジェクトは、本調査を含めて3つのテーマを扱っている。全体像については巻末付録1を参照されたい。

い重要素材の一つであるが、その大量廃棄は環境汚染や人体等への悪影響につながる。こうしたプラスチック汚染に対処するためには、廃棄・処理だけでなく生産・使用も含めた「循環型プラスチック経済」への転換が世界的に急務と認識されている。本章は、プラスチック汚染に関する国際条約交渉の動向を紹介した後、「拡大生産者責任」に基づく諸制度（EU、ドイツ）、使い捨てプラスチックの使用制限・禁止（中国）、包括的な資源循環を目指した法整備（日本）等、各国の特徴的な対策を解説し、今後の課題を検討する。

第3章は、「リチウムイオン電池の回収・リサイクルに関する現状・課題と世界の動向」である。蓄電池の一種であるリチウムイオン電池は、デジタル社会の推進と脱炭素化の実現を支える中核的技術であるとともに、製品内に重要鉱物を含むことから、その回収・リサイクル体制の構築はサーキュラーエコノミー確立の試金石であるとされる。本章は小型及び車載用のリチウムイオン電池を例に、我が国における回収・リサイクルにおける現状と課題、近年の政府方針と政策動向を整理した後、EU、中国、米国の動向を概観して、我が国への示唆を得る。

第4章と第5章は主要国・地域の政策動向を概観するもので、それぞれEU（及びその加盟国）と米国を取り上げる。第4章は、「EU及びイタリアにおける循環型経済関連規制の動向」である。EUは2015年の「循環型経済行動計画」の公表以降、関連の指令・規則等を相次いで制定し、サーキュラーエコノミー実現に向けた法整備を推進している。加盟国においてもこれらの国内法化を始め、関係法令の改正等の対応がとられている。本章は、EU全域に共通する規制枠組みを紹介した後、加盟国の中でも先進的取組が見られるイタリアを例に関係法令を概説する。イタリアでは、国と州の立法権が同等であることから、両者の調整に課題が生じたことを裁判例とともに説明する。

第5章「米国におけるサーキュラーエコノミー政策の展開」は、まず、連邦政府の政策の基礎となっている1976年の資源保護回復法（RCRA）、及び、大統領令による同法補完の枠組みを解説する。次に2000年代以降の歴代政権が、環境保護と経済効率・安全保障の狭間で政策の優先順位を繰り返し変更した状況を説明する。このような米国の「ポートフォリオ型」アプローチには、内外情勢に応じて政策を機動的に組み換えられる利点がある一方、サーキュラーエコノミーのような長期的課題を扱う領域では、政策の一貫性を損なうリスクを内包していることを指摘する。

終章に当たる第6章は「サーキュラーエコノミーとグリーンウォッシュ」である。サーキュラーエコノミーへの移行が世界的潮流となる一方、それが孕（はら）む社会的・倫理的な課題、あるいは、阻害要因となるグリーンウォッシュへの注目が必ずしも十分でなかったというのが、本章の問題意識である。先行研究等を手掛かりとした分析によれば、1980年代に登場したグリーンウォッシュ概念は、数度のブームを経て現在は第3ステージに至っている。その主な対処策としては、サーキュラーエコノミー実現のための評価手法であるライフサイクルアセスメント（LCA）と情報基盤であるデジタル商品パスポート（DPP）が挙げられる。また、DPPと密接に関連し、欧州で先行して取組が進む「修理する権利」に関する国内での議論の開始が想定されるという。

2 調査参加メンバーと調査方法

本調査は、調査及び立法考査局調査員（以下「局調査員」）が主に担当した。岸本充生・大

阪大学 D3 センター教授と岡村浩一郎・関西学院大学商学部教授に客員調査員を委嘱し、調査プロジェクト全体及び局調査員の調査への指導・助言に加え、関連する原稿を執筆いただいた。調査・執筆担当者の一覧は以下のとおりである。

伊藤 克尚 (専門調査員・文教科学技術調査室主任)
芦田 淳 (海外立法情報課長)
山口 聡 (経済産業課)
鈴木 良典 (農林環境課)
岸本 充生 (客員調査員、大阪大学 D3 センター教授)
岡村浩一郎 (客員調査員、関西学院大学商学部教授)

また、調査に必要な情報を収集するため、各分野の専門家から説明を受ける機会を設けた。お話を伺った各分野の専門家の一覧は以下のとおりである (肩書はいずれも実施当時)。

テーマ	専門家	実施時期
サーキュラーエコノミーの国内外の動向と今後のあり方	梅田靖 (東京大学大学院工学系研究科人工物工学研究センター教授)	令和7年7月
車載用蓄電池のリサイクルについて	福代和宏 (山口大学大学院技術経営研究科教授)	令和7年8月
我が国における Circular Economy (CE) の推進に関する現状と今後の課題について	村上進亮 (東京大学大学院工学系研究科技術経営戦略学専攻教授)	令和7年9月
欧州グリーン・ディールと循環経済政策に基づく EU 消費者法改正	谷本圭子 (立命館大学法学部教授)	令和7年10月

この報告書の作成に当たり、お世話になった専門家の方々に、改めて心から御礼申し上げます。